

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年7月3日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇.〇〇月〇〇日から現在までの車両（〇〇）（以下「本件車両」という。）に関する運転の安全確認書（車検保険等）の関係書類一式」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年7月16日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「本件車両の車検・法定点検の支出負担行為決議書兼支出命令書、請求書及び支出に係る決裁文書（平成27年11月19日から令和2年7月3日まで）」（以下「本件公文書」という。）と特定した上で、条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する部分を非公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年7月20日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和4年8月15日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為。

2 審査請求の理由

県は、本来あるべき書類を出したとするが本来「〇〇」職員（以下「当該職員」という。）は〇〇でいないのにインペイした書類があると思える為。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件請求において審査請求人が開示を求めている公文書は、本件車両の車検・法定点検の支出負担行為決議書兼支出命令書、請求書及び支出に係る決裁文書（平成27年11月19日から令和2年7月3日まで）と特定した上で、当該公文書中の債権者の取引金融機関名・口座種別・口座番号・代表者の印影及び従業員名を条例第8条第1号又は第2号の非公開情報に該当するため非公開とする本件処分を行ったものである。
- (2) 本件車両は、登録が平成26年6月4日の軽四輪乗用車であることから、初回の車検を平成29年5月18日に、2回目の車検を令和元年5月28日に実施している。また、12か月点検は、平成30年5月31日及び令和2年5月26日に実施している。なお、本件車両は平成27年11月26日から平成29年4月5日までは運行を休止していたため、平成28年5月の12か月点検は実施していない。
- (3) 審査請求人は「本来あるべき書類を出したとするが本来当該職員は病欠でいないのにインペイした書類があると思える」と主張しているが、実施機関は、公開した文書以外にこの件に関する文書を作成し、又は取得もしていない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年8月15日	諮問
令和7年2月18日 第2部会（第20回）	審議
同 年 3 月 1 8 日 第2部会（第21回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の対象公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定して本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、隠蔽した書類があると主張しているため、以下、審査請求人がその存在を主張する公文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関の弁明によると、公開した文書以外にこの件に関する文書を作成し、又は取得もしていないとのことである。

審査請求人が主張する、「隠蔽した書類」については、具体的な内容や根拠が示されておらず、「隠蔽した書類」の存在をうかがわせる事実は確認できなかったため、当審査会としては、当該文書の存在を認めることはできない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榎本 久実	税理士	